

DCとはDefined Contribution = 確定拠出年金の略です。

平成16年9月 3日

平成16年8月24日付けで地方厚生(支)局長宛に、「確定拠出年金の企業型年金に係る規約の承認基準等について」の一部改正等について通知され、平成16年10月1日施行分から適用されることになりました。

「確定拠出年金の企業型年金に係る規約の承認基準について(平成13年9月27日企国発第18号)」の一部改正について

別紙1「承認要件」のなかで

「**拠出限度額**」につきましては今回の法改正により引上げが決まっていますので、

厚生年金基金の加入員、確定給付年金の加入者及び適格退職年金の受給者等の者 18,000円を23,000円に、上記以外の者 36,000円を46,000円としています。この点に関しては、規約に記載されている掛金額の上限が政令第11条で定める額等、法令を引用している場合は、事業主が加入者等に対してその額を周知することに努める旨規約に明記されていること。

という一文が加えられています。

また、「**退職手当制度からの移換**」につきまして、**移換される額が、移換限度額をこえないこと。**

の一文が削除されています。これに伴い、**企業型年金の実施事業所の事業主に使用された期間に拠出限度額(1)を乗じたものに、施行規則第29条第2項の規定に基づいて厚生労働大臣が定めた率で付利した元利合計額(2)であること。**

- 1 当該期間に係る厚生年金基金、確定給付企業年金又は適格退職年金の給付を受給することとなる者
18,000円
それ以外の者 36,000円
- 2 過去勤務期間に係る事業主掛金があるとき又は既に移換を受けた資産があるときは当該額の元利合計額に相当する額を控除する。

の一文も削除、これをもって移換限度額が撤廃されました。次に(資産の移換を行うための要件として確認すべき事項)について「厚生年金基金、確定給付年金からの移換」の場合と「適格退職年金からの移換の場合」のほかに「**退職手当制度からの移換の場合**」が加えられました。これによりますと、**退職手当制度からの移換の場合は、退職給与規程の改廃の年月日等を確認すること。**

としており、

退職給与規程の改廃による資産移換の場合は、それに先立って退職給与の増額等が行われたものかどうか、企業年金への移換の額及び時期、改正理由等から、客観的にみて当該規程の改廃による資産移換が主として拠出限度額を超えて行うことを目的としていると認められないこと。

と説明しています。さらに

(7) その他法令に違反する事項がないこと。

を(8)として、かわりに

(7) 法第5条第3項ただし書きに規程するみなし同意に関する記載がある場合、重要な事項についてみなし同意とするものでないこと。

という一文を加えています。

これについては

当該みなし同意が認められる事項としては、当該変更に係る実施事業所の名称、加入資格、掛金又は運営管理手数料等があり、運営管理機関、資産管理機関の変更、代表事業所の変更等、重要な事項が規定されていないこと。としています。

つまり、以前DC NEWS(7月9日号)でお知らせしたとおり、「規約変更の内容が、すべての実施事業所に係るものでない場合で、あらかじめ規約でその変更に係る事項を定めているときは、その変更に係る実施事業所以外の実施事業所についても同意があったとみなすことができる」としたことに関し、それ以外の変更には必ず同意を得なければならないことを改めて喚起しているものでしょう。

そのほか、確定拠出年金企業型年金概要書の別紙につきまして

別紙1: 実施事業所一覧

別紙4: 適格退職年金からの資産の移換に係る必要事項

別紙5: 企業型年金規約変更届出書

別紙7: 添付書類(届出)

が変更されています。

なお、確定拠出年金法等の法令に関する解釈を定めた「**確定拠出年金制度について(平成13年8月21日年発第213号)**」の別紙「**確定拠出年金法並びにこれに基づく政令及び省令について(法令解釈)**」につきましても、同様に一部改正が行われています。

以上